

徳島県個人情報保護審査会答申第9号

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長が行った本件個人情報部分開示決定は、開示請求に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の特定に誤りがあるためこれを取り消し、本件対象保有個人情報は不存在であるため、請求拒否決定をすべきである。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成20年3月14日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「私が平成16年3月に〇〇〇警察署に相談に行った時、警察本部から来た警察官の旅行命令書など出張した事実が分かる情報」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年3月28日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を、「相談事案への対応状況について」に記録された保有個人情報と特定した上で、条例第16条第6号の「事務又は事業の遂行に関する情報」に該当すると判断し、警察官氏名を非開示とする部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成20年4月3日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行った。

4 諮問

平成20年4月16日、諮問庁は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して本件審査請求につき諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関の行った警察官氏名を非開示とする部分開示決定を取り消し、全部の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 「相談事案への対応状況について」という文書は求めている。
- (2) 本件請求時に、受付窓口で「氏名が公開できなくても、旅行した事実がはっきりする公文書が公開されれば結構です。」と述べたが、開示されたのは「旅行命令書など」ではなく、「相談事案への対応状況について」という文書である。
- (3) 県警本部の警察官なら、〇〇〇警察署へ出張する場合は、旅行命令書や、報告のための復命書が存在していると思うので、本件決定の取り消しと本件請求に係る公文書の開示を求めて審査請求に及んだ。
- (4) 旅行命令書などの公文書は、警部補2名になっていると思うので、氏名が公開されないことは分かるが、出張命令書などの公文書自体はあると思うので、速やかに開示してもらいたい。
- (5) 「相談事案への対応状況について」という文書には県警本部〇〇〇〇〇〇とあるが、実際は「〇〇〇」氏のことである。名刺は捨ててしまったが、「〇〇」という苗字で年配の警察官であったというのは覚えている。この「〇〇〇」氏であれば、〇〇〇〇をしていたので、氏名は公開できると思う。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由は、次のとおりである。

1 本件請求に係る保有個人情報

- (1) 「相談事案への対応状況について」と題する報告文書は、平成20年に入り審査請求人から苦情申立てがあったことから、平成16年当時に事情聴取した警察官が当時の状況について平成20年3月6日に作成し、現在の所属長あてに報告したものである。当該公文書において、審査請求人が本件請求で求めている県警本部から〇〇〇警察署に警察官が出張した事実に係る記載があることから、本件請求に係る保有個人情報と特定したものである。
- (2) 他の文書について探した結果、県警本部から〇〇〇警察署に警察官が出張した事実に係る記録は見つからなかった。

2 非開示情報該当性

本件請求において特定した保有個人情報中「警部補以下の警察官の氏名」の記載されている部分を非開示とする部分開示決定処分とした。すなわち、

- (1) 条例第16条第6号においては、「警察官等の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、開示することにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則（実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則）で定めるもの」について非開示情報とする旨規定されている。
- (2) 徳島県個人情報保護条例の施行に関する規則（平成18年徳島県公安委員会規則第5号）第5条においては、「条例第16条第6号に規定する実施機関の規則で定

める警察官等の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察官以外の警察職員の氏名」と規定されている。

- (3) 本件請求に係る保有個人情報に記載されている警察官は、警部補以下の階級にある警察官であることから、その氏名については、本号に該当するものとする。

なお、審査請求人は、本件請求に係る警察官を当時の県警本部〇〇課の〇〇〇〇〇〇〇〇〇であった「〇〇〇」氏であると主張しているが、その点について関係者及び本人からの事情聴取を含め、当時の状況を調査した結果、そのような事実はない。

第5 審査会の判断

1 本件対象保有個人情報

- (1) 本件請求に係る保有個人情報を、「相談事案への対応状況について」と題する公文書に記録された個人情報と特定したことについて

審査請求人は、上記「第3、2」のとおり、「(1)『相談事案への対応状況について』という文書は求めている」、「(2) 本件請求時に、受付窓口で『氏名が公開できなくても、旅行した事実がはっきりする公文書が公開されれば結構です。』と述べたが、開示されたのは『旅行命令書など』ではなく、『相談事案への対応状況について』という文書である」と主張している。

一方、諮問庁は、上記「第4、1」のとおり、「『相談事案への対応状況について』において、審査請求人が本件請求で求めている県警本部から〇〇〇警察署に警察官が出張した事実に係る記載があることから、本件請求に係る保有個人情報と特定したものである」と主張している。

諮問庁も主張しているように、一般的に、対象保有個人情報の特定は、厳密に解釈し過ぎるよりも、可能な限り広義に解すべき場合もあろう。

しかしながら、本件事案の場合、審査請求人は、意見書等で主張しているように、相談状況等を記録した「相談事案への対応状況について」ではなく、警察官が出張した事実の記録としての「旅行命令書など」と具体的に請求しているものである以上、審査請求人の請求内容に沿って保有個人情報を特定すべきであるとする。

以上のことから、実施機関の行った本件対象保有個人情報の特定は適切とは認められないとする。

- (2) 「旅行命令簿など」出張した事実が分かる情報について

当審査会において、諮問庁に対し、警察官が出張した記録として通常作成される「旅行命令書など」の具体的な公文書について質し、再度の検索及びその提出を求めた。

これに対して、出張時に通常作成されるものとして「旅行命令簿」及び「運転記録簿」があるが、本件出張に係る当該公文書は不存在であるとの説明があり、その根拠として、当該公文書の作成に係る内部規程文書が提出された。

以下これらの内部規程及び諮問庁の説明について検討する。

- ① 「旅行命令簿」

「旅行命令簿」については、実施機関が準用している警察庁旅費取扱規則第18条により、公用車を利用し在勤地内（在勤官署から8キロメートル以内の地域）を日帰りで旅行する場合には、日当が支給されないことになっていることから、慣例的に「旅行命令簿」の作成は省略できることとなっている。県警本部から〇〇〇警察署の距離は7.54キロメートルであり、これに該当し、「旅行命令簿」の作成はなされていない。

以上の理由から、「旅行命令簿」が不存在であるとの諮問庁の主張は妥当性を欠くとは認められないと考える。

② 「運転記録簿」

「運転記録簿」については、公用車を使用して出張するときに、徳島県警察車両管理規程第7条で記録が義務づけられているが、保存期間が1年間とされており、当該運転記録簿は既に廃棄されている。

以上の理由から、「運転記録簿」が不存在であるとの諮問庁の主張は妥当性を欠くとは認められないと考える。

(3) 本件対象保有個人情報について

以上のことから、本件請求に係る保有個人情報として、「旅行命令簿」及び「運転記録簿」に記録された本件対象保有個人情報は不存在であると認められる。

なお、一般的に、「旅行命令簿」及び「運転記録簿」などの公文書には、当該旅行者以外の第三者の情報が記録されているとは考えられないことから、条例第13条第1項に規定する自己を本人とする個人情報に該当せず、個人情報開示請求の対象とはならないと考えられる。

2 「〇〇〇」氏に係る審査請求人の主張等について

上記のように、本件請求については、対象となる保有個人情報が不存在である以上、「〇〇〇」氏に係る審査請求人の主張及び諮問庁の説明は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年 4月16日	諮 問
5月27日	諮問庁からの理由説明書を受理
6月27日	審査請求人からの意見書を受理
8月28日	審 議 (第20回審査会)
9月25日	審 議 (第21回審査会)
10月30日	諮問庁からの理由説明の聴取、審議 (第22回審査会)
11月28日	審 議 (第23回審査会)
12月25日	審査請求人からの意見陳述の聴取、審議 (第24回審査会)
平成21年 1月26日	審 議 (第25回審査会)